



第2740地区 創立／1990年9月29日 認証／1990年10月22日

佐世保中央ロータリークラブ週報

会長：岩政 孝 / 副会長：岡田 文俊 / 幹事：川島 千鶴

■2017～2018 年度クラブテーマ■

「温故知新」佐世保中央ロータリークラブです！

週報編集 / 公共イメージ・会報委員会：本田 実、大久保 厚司、宮崎 祐輔、有吉 中、片桐 康利、馬渡 圭一

本日の出席率 80.95%：会員数 45名・出席 30名・欠席 8名・出席規定免除会員(7) 4名・ビジター 5名
 前々回の修正出席率 97.72%：出席 30名・メイクアップ 7名・出席規定免除会員出席 6名



副会長挨拶 / 岡田 文俊君



初めて代行させていただきます。
 八月も終わり、予報は晴れで最高気温三十一度降水確率ゼロでしたが、自宅の藤原町ではパラパラ降ってました。お天気続きで植物達も喜んでいと思います。

さて、北の方からミサイルがボンボン飛んでくる時代になりました。皆さん、スマホにJアラート入れていますか？簡単ですからやっておいた方が良いと思います。それも家族みんなが。何故なら、ミサイルのアラームで許される時間は数分です。同じ部屋や車の中なら声掛けられますが、離れていては対応出来ません。

東日本大震災の時、家族を心配して海の方に車を走らせ、沢山の人が亡くなった教訓を活かさなければなりません。アラームされたら屋外では頑丈な建物、地下鉄、地下街へ屋内では窓から離れる等と訓練では指導されています。佐世保では何処でしょうか。デパートにも地下が無い街ですから、よく考えねばなりません。核だったら、どうしようもないですが？

いつもイージス艦が居ますから少しだけ安心です。
 グラム対応で中国四国に配置されたペトリオットでは、せいぜい半径数十キロしか守れませんから当てにはならないと思います。本当に物騒な世の中です。ボーイスカウトの「備えよ常に」を温故知新しなければいけません。本日はありがとうございます。



本日のビジター紹介

佐世保ロータリークラブ

石田 謙二様

佐世保南ロータリークラブ

古賀 良一様 太田 博道様 西沢 雅幸様

佐世保北ロータリークラブ

宮原 明夫様



幹事報告 / 川島 千鶴君

1. 例会変更

*佐世保南ロータリークラブ

変更：日時 9月8日(金) 18:00～

場所 ホテルオークラJRハウステンボス

※観月例会のため

休会：日時 9月22日(金)

2. 来 信

■国際ロータリー

- ・ザ・ロータリアン 2017年9月号 送付
- ・ロータリーの会員特典プログラム
- 「ロータリー グローバル リワード」の推進協力をお願い
- 「ロータリー グローバル リワード」とは
- 地域社会または世界中にある企業の商品やサービスについて、ロータリー会員に利用いただける特典を提供するものです

■国際ロータリー日本事務局

- ・2017年9月のレート 1ドル=109円 (8月:111円)

■公益財団法人 米山梅吉記念館

- ・館報 2017年秋号 送付
- ・秋季例祭開催のお知らせ
- ・賛助会入会をお願い

■ガバナー事務所

- ・2740地区ホームページ更新のお知らせ
- ①鹿島実高で模擬就活面接 奉仕活動報告 (鹿島RCが面接官)
- ②RI日本事務局 財団室NEWS(2017年9月号)

■佐世保東ロータリークラブ

- ・佐世保東ローターアクトクラブPR活動 協力をお願い

■佐世保東・佐世保南・佐世保西・

ハウステンボス佐世保ロータリークラブ

- ・現況報告書 送付

3. 依頼・伝達

- ・次回例会は海上自衛隊佐世保地方総監部 総監 佐藤 誠様の卓話となっております。
- ・セルフボックスに「ロータリーの友」と「ガバナー月信」の9月号が届いておりますのでお持ち帰りください。

(^_^) ニコニコボックス

本日の卓話

佐世保ロータリークラブ 石田 謙二様

メーキャップでお世話になります。日頃は、長崎新聞を購読頂き、ありがとうございます。

佐世保南ロータリークラブ 古賀 良一様

中央ロータリークラブの皆様、ご無沙汰しております。久しぶりにメーキャップです。岩政 孝会長表敬訪問に参りましたが残念です。川島 千鶴幹事、一年間健康に留意されお励みください。岡田 文俊副会長の会長ご挨拶、楽しみに拝聴いたします。

佐世保南ロータリークラブ 太田 博道様

たびたびお邪魔します。本日もよろしくお願い致します。

佐世保南ロータリークラブ 西沢 雅幸様

南ロータリークラブの西沢です。よろしくお願いします。

佐世保北ロータリークラブ 宮原 明夫様

久しぶりのメーキャップに寄せていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

岡田 文俊副会長・川島 千鶴幹事

佐世保ロータリークラブ石田 謙二様

佐世保南ロータリークラブ古賀 良一様 太田 博道様

西沢 雅幸様 佐世保北ロータリークラブ宮原 明夫様

ようこそお越しくださいました。

本日、ゲスト卓話は社会福祉法人障害者支援施設にじろ常務理事小濱規男様です。

本日は会長不在なので、岡田副会長の出番がやってまいりました!! どうぞよろしくお願い致します。

橋口 佳周君

残暑御見舞申し上げます。なかなか出席がかなわず、失礼申し上げます。

香月 章彦君

社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団 常務理事 小濱規夫様 本日の卓話をお引き受け頂きまして、ありがとうございます。障害者差別解消法と障害者雇用促進法の制定・改正にあたり、事業者には何を求められているのかについて勉強させていただきます。よろしくお願い致します。

中央D.C会長 井上 亮君 特別顧問 牛島 義亮君

事務局長 宮崎 正典君

先日の上五島ダイビングの打ち上げには、13名の方々に参加頂きありがとうございます。10月までに全員がダイビングのライセンスを取得しますので、11月に沖縄でお祝いダイビングを行います。四元さんは陸でお待ちください。

社会福祉法人 長崎県障害者福祉事業団 常務理事 小濱 規男 様



【障害者差別解消法と障害者雇用促進法の制定・改正】

障害者差別解消法
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
(平成28年4月1日施行)

I 差別を解消するための措置
不当な差別的取扱の禁止
合理的配慮の提供

II 差別を解消するための支援措置

「障害者の雇用の促進等に関する法律」
を改正 (平成28年4月1日施行)

対象:すべての事業主の皆さま

1 障害者権利条約の批准に向けた対応
(1)雇用の分野での障害者に対する差別の禁止
(2)合理的配慮の提供義務
(3)相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

2 法定雇用率の算定基礎の見直し
3 障害者の範囲の明確化その他の所要の措置

障害者福祉制度の歩み

第二次大戦後
◆親を亡くした孤児、引き上げ孤児
→ 浮浪児対策(要保護児童は1万人超)
◆傷痍軍人や戦争で障害を持った国民

連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) が日本政府に示した四原則
①無差別平等、②国家責任、③救済の非制限、④公私分離

障害者福祉制度の歩み

日本国憲法制定 昭和22年
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法 昭和21年
児童福祉法 昭和22年

障害者福祉制度の歩み

身体障害者福祉法 昭和24年
精神衛生法(現・精神保健福祉法) 昭和25年
社会福祉事業法(現・社会福祉法) 昭和26年
精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法) 昭和35年
心身障害者対策基本法 昭和45年
⇒**障害者基本法** 平成5年
〔地域社会での共生〕

本日の合計	12,000 円
本年度の累計	216,000 円

障害者の数

- ◆日本の総人口のおよそ**4.0%**
約511.1万人と推計
- ◆障害者手帳交付者
日本 4,791,600人(平成23年推計)
長崎県 97,037人(H25.3.31)
(人口1,407,904人の約**6.9%**)
佐世保市 15,366人(H23.3.31)
(人口 261,101人の約**5.9%**)

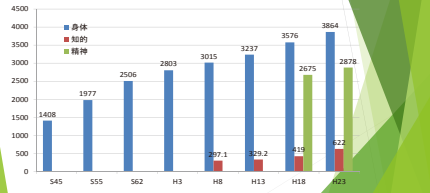
障害者の定義

「障害者」という用語は、先天的か否かにかかわらず、身体的ないし精神的な能力における損傷の結果として、通常の個人的生活と社会的生活の両方かもしくは一方の必要を満たすことが、自分自身で完全にまたは部分的にできない者を意味する。

障害者の権利宣言
(1975年12月9日国連総会採択)

在宅の身体障害者、知的障害者、通院の精神障害者

出典：厚生労働省 単位：千人



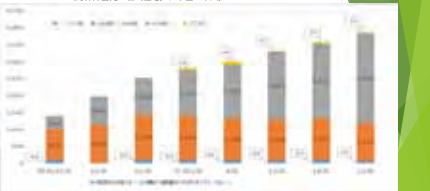
障害者の定義の変化

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、**様々な障壁との相互作用**により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者権利条約 (2006年12月国連採択)

年齢階層別障害者数の推移

(身体障害者・者(在宅)、単位：千人)



社会的障壁とは？

社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような**社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。**

障害者基本法第2条
(昭和45年5月21日法律第84号 平成23年改正)

身体障害者手帳交付者 長崎県

障害名	平成10年	平成20年	平成26年
聴覚・平衡機能	8,167	8,097	7,885
音声・言語能	729	782	796
視覚障害	8,207	7,149	6,020
肢体不自由	34,023	36,741	38,197
内部障害	14,236	21,851	23,130
計	65,362	74,620	76,028

障害者基本法の理念

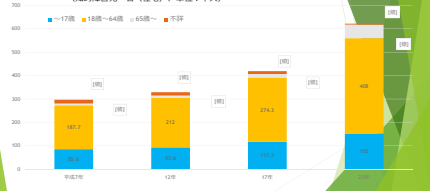
第1条

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する**かけがえのない個人として尊重**されるものである。

全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**を実現する。

年齢階層別障害者数の推移

(知的障害者・者(在宅)、単位：千人)



4つのバリア

- 1 物理的なバリア**
道路や公共交通機関、公共建築物、住宅、様々な製品など
- 2 制度的なバリア**
欠格条項の存在、差別禁止の法律が不十分なこと
- 3 文化・情報のバリア**
手話や要約筆記、点字、音声、わかりやすい表示、ICT機器など
- 4 心理・意識のバリア**
障害者に対する偏見や誤解、差別、障害分野への無関心など

療育手帳交付者 長崎県(単位：人)

	平成10年	平成20年	平成26年
A	68	38	20
A1	2,244	2,940	3,251
A2	2,097	2,408	2,613
B	40	20	11
B1	2,655	3,284	3,716
B2	2,087	3,092	4,143
計	9,182	11,782	13,754

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)



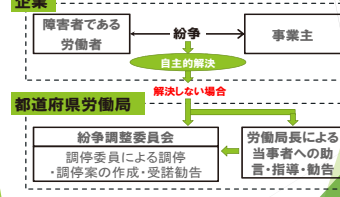
障害者雇用促進法の概要

【目的】障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

◆事業主に対する措置【雇用義務制度】

- ①事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける
- 民間企業 ……………2.0%
(～平成25年3月 1.8%)
国、地方公共団体、特殊法人等 ……2.3% (≠ 2.1%)
都道府県等の教育委員会 ……………2.2% (≠ 2.0%)

紛争の解決



障害者雇用促進法の概要

◆事業主に対する措置【雇用納付金制度・雇用調整金制度】

②障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る

- 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）
不足1人 月額5万円徴収（適用対象：常用労働者100人超）
- 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）
超過1人 月額2万7千円支給（適用対象：常用労働者100人超）

【在宅就業障害者支援制度】

③障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給・障害者作業施設設置等助成金・障害者介助等助成金等

過重な負担

○ 合理的配慮の提供の義務は、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合を除く。
事業主は、過重な負担に当たるか否かについて、次の要素を総合的に勘案しながら個別に判断する。

- ①事業活動への影響の程度、②実現困難度、
③費用・負担の程度、④企業の規模、
⑤企業の財務状況、⑥公的支援の有無

○ 事業主は、過重な負担に当たると判断した場合は、その旨及びその理由を障害者に説明する。その場合でも、事業主は、障害者の意向を十分に尊重した上で、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮の措置を講ずる。

障害者雇用促進法の概要

◆障害者本人に対する措置【職業リハビリテーションの実施】

④地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援＜福祉施設との有機的な連携を図りつつ推進＞

- ハローワーク（全国544か所）
障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等
- 地域障害者職業センター（全国47か所）
専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）
- 障害者就業・生活支援センター（全国324か所）
就業・生活両面にわたる相談・支援

障害者就業・生活支援センター

- ▶ 障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、**就業面及び生活面における一体的な相談支援**を実施します。
- ▶ 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。
- ▶ 長崎県北地域障害者就業・生活支援センター
〒857-0854 佐世保市稲石町5-11 浦川ビル1F
TEL：0956-76-8225

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正（平成28年4月1日施行）

対象：すべての事業主の皆さま

- 1 障害者権利条約の批准に向けた対応
(1)雇用の分野での障害者に対する差別の禁止
(2)合理的配慮の提供義務
(3)相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助
- 2 法定雇用率の算定基礎の見直し
- 3 障害者の範囲の明確化その他の所要の措置



笑ってあげなさい。
笑いたくなくても笑うのよ。
笑顔が人間に必要なの。
－ マザー・テレサ

③ 法定雇用率の算定基礎の見直し

平成30(2018)年4月1日～施行後5年間は暫予期間

平成35(2023)年4月1日～下記計算式による率

【民間企業の現行の率：2.0%】

→労働政策審議会H29.5.30答申：H30.4.1～2.2%

3年を経過する前に2.3%

【法定雇用率の算定式】

(①+②)÷(③+④+⑤)

- ①身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数
②失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数
③常用労働者数 ④除外率相当労働者数 ⑤失業者数



対象となる障害者の範囲

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるため、
長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者。

⇒ 障害者手帳所持者に限定されない。

